

高 第 155 号
令和 2 年 4 月 28 日

高齢者関係事業所・施設管理者 様
(※松江市所管分を除く)

島根県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

介護サービス事業所によるサービス継続について (通知)

介護サービス事業所におかれましては、県内での新型コロナウイルス感染症の発生を受け、日々緊張感が高まる中、介護を必要とする方々のためにサービスをご継続いただき感謝申し上げます。

このことについて、令和 2 年 4 月 24 日付事務連絡で厚生労働省より通知がありましたのでお知らせします。

また、事業の継続に当たって、これまで示された人員基準等の取り扱いについては、厚生労働省のHP上にわかりやすく掲載されていますので参考にしてください。

併せてこの度、当課に寄せられた質問と回答についてまとめましたので業務の参考にしてください。

※当該事務連絡およびQAについては、県HPに掲載しています。

(トップ⇒医療・福祉⇒福祉⇒高齢者福祉⇒介護保険【事業者向け】)

記

- 1 「介護サービス事業所によるサービス継続について」
(令和 2 年 4 月 24 日付け 厚生労働省関係各課連盟事務連絡)
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に係るQA